

社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(制定 平成 29 年 4 月 1 日)

社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償及び旅費に関する規程（制定 平成 9 年 1 1 月 7 日）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、別表 1 に定める額を支給する。
- (2) 常務理事については、別表 2 に定める額を支給する。
- (3) (1)、(2) の役員以外については、別表 3 に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費の支給方法)

第 5 条 役員が、職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 2 に関わらず、常務理事の報酬月額において「190,800 円」とあるのを、市再任用職員の場合、「太宰府市職員の給与に関する条例」に準じるものとする。
(2) 太宰府市の職員の身分を有する役員は、報酬及び費用弁償ともに支給の対象としない。

別表 1

(単位:円)

区 分	報 酬	費用弁償	備 考
会長	月額 160,700	—	

別表 2

(単位:円)

区 分	報 酬	費用弁償	備 考
常務理事	月額 190,800	—	

別表 3

(単位:円)

区 分	報 酬	費用弁償	備 考
理事	1 日 3,000	1 日 1,500	
監事	1 日 3,000	1 日 1,500	